

投資情報 Q&A

Q: 共同年度検査(聯合年検)から年度報告公示制度への移行状況について説明して下さい (Vol.137号(2014年4月)からのアップデート情報)

～国家外貨管理局宛の年度報告は、別途外貨資本項目情報システムにより申告～

A: 会社法の改正施行により、従来の共同年度検査(聯合年検)制度が年度報告公示制度に移行しています。これに伴い、国家工商行政管理总局は「企業年度検査業務の停止に関する通達」(工商企字[2014]28号)により、企業情報公示システム¹を通じて年度報告を実施する旨を定めました。また、商務部、財政部、国家税務総局、国家統計局、国家外貨管理局の5部門も連名により「2014年外商投資企業年度経営状況聯合申告活動の展開に係る通知」(以下“商資函[2014]175号”と表記)を公布し、「全国外商投資企業の年度運営状況に係るネットでの聯合申告及び共有システム(中国語: 全国外商投資企業年度運営状況網上聯合申報及共享系統)²」により年度報告を実施し、報告期間の4月21日から6月30日中に遅滞無く、年度報告を提出するように求めています。

更に今般、2014年4月29日付けで「2014年外商投資企業の年度外貨経営状況の申告に関する関連問題の通知」(以下“匯綜發[2014]58号”と表記)が公布されました。これにより、国家外貨管理局は上記2つの年度報告に加えて、外商投資企業に対しては外貨年度報告を実施する旨も要求しています。外貨年度報告の対象企業は、2013年12月31日以前に工商登記された外商投資企業であり、報告期限は2014年5月12日から8月31日までと規定されています。外商投資企業は匯綜發[2014]58号で定める書類(詳細は表1を参照のこと)を外貨管理局の外貨資本項目システムを通じて提出し、外貨年度報告を実施します。

【表1】2014年実施の外貨年度報告申請に係る主要な提出書類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 企業基本情報表● 2013年末資産負債表(以下“資産負債表”と表記)● 2013年度損益計算書(以下“損益計算書”と表記)● 2013年度の外商投資企業外国投資者側の出資持分統計表(以下“統計表”と表記) |
|---|

¹ 企業情報公示システムの詳細は「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134号(2014年1月)」を参照のこと。

² 同システムを利用した共同年度報告の詳細は「トーマツ チャイナ ニュース Vol.137号(2014年4月)」を参照のこと。

但し、外商投資性公司の出資のみで設立された外商投資企業は外貨年度報告に参加しない旨が定められています。一方において、外商投資性公司と外国投資者の共同出資による外商投資企業の場合には、当該外商投資企業が企業所在地の外貨管理局に年度報告を行います。この際、外国投資者側の出資持分から外商投資性公司が享受する出資持分を控除して記載します。

また統計表は 2013 年度版から変更が加えられ、当該年度の既に配当した外国投資者側の利益や対外担保に係る当該年度の新規増加担保金額等のデータ項目の記入が不要になりました。一方において、投資性の外商投資企業(中国語:投資性外商投資企業)の中国国内子会社に対する出資持分データの記入が新たに要求されました。尚、匯綜発 [2014]58 号では統計表の白地フォーム及び記載方法の説明が付属文書³に含まれています。

匯綜発 [2014]58 号では報告期限は 8 月 31 日までと定められていますが、外貨管理局による“報告督促期限日”は 9 月 15 日とされ、外貨管理局は各分局に対して報告督促期限日の 3 営業日以内に、未報告企業を“業務管理コントロール状態”に設置することを求めています。外貨管理局マニュアルによれば、“業務管理コントロール状態”とは、外貨管理局により資本項目情報システムが暫定停止された状態であり、この状態に置かれている間、企業は外債登記などを含む資本取引に係る関連手続きの実施が不可能となりますので、要注意です。

そして、外商投資企業が報告督促期限日後に補充報告を申請する場合、合理的な理由があり、且つ規定通りの申告或いは検査に初めて参加しなかったのであれば、企業の関連説明書簡の提出後に、所在地の外貨管理局が補充報告手続きを実施し、資本項目情報システムを正常状態に回復させます。しかし、企業の報告遅延に合理的な理由が無い場合には、外貨管理局の管理検査部門による調査・処分後に、所在地の外貨管理局が補充報告手続きを実施し、同システムを正常状態に回復させるとしています。

また、匯綜発 [2014]58 号では、外貨年度報告の申請は企業自らが実施しても、或いは会計事務所等へ委託しても良いと定められています。但し、申請内容の品質を担保するために、外商投資企業に対して外貨年度報告データの送付手続きの会計事務所への委託を原則とする旨の通知を公布した地方政府や、会計事務所宛に関連通知を公布した地方政府もあります⁴。

更に、もし外商投資企業が期限内に年度報告を実施しなかった場合、匯綜発 [2014]58 号では罰則規定が明確ではありませんが、一部の地方では外商投資企業に対して厳格な罰則を設けた外貨管理局(地方分局)もみられます。

従いまして、実務手順や提出書類は、地方ごとに若干異なっています。既に多くの地域では外貨管理局の各分局ごとに、Web サイトで申請手順の詳細や補充通達等を公布していますので、外貨年度報告を行う際には所在地当局の実務運用の確認が望ましいと考えられます。

³ 付属文書 2 は「資本項目情報システム外貨年度報告機能オンライン接続準備操作手引き」となっている。

⁴ 地方政府の他の独自ルールとしては、外商投資企業に年度報告データの品質を保証させるために、提出資料において年度間での金額変更が著しい場合に、企業に対して書面での報告を求める例も見られます。

まとめ

商務部を始めとする 5 部門の共同年度報告について定めた商資函[2014]175 号には国家外貨管理局も含まれていますが、匯綜発 [2014]58 号では、これとは別に外商投資企業に対して外貨年度報告を要求しています。しかし、従来においても国家外貨管理局は共同年度検査の実施政府機関の一部に含まれていましたが、年度検査の実際の手続きでは、国家外貨管理局は外商投資企業に対して別システムでの申告手続きを要求していました。すなわち、外貨管理局宛の申告は、同局 Web サイト上の直接投資外貨管理情報システムで実施する一方で、他の政府機関が共同で実施するオンライン・システム上の集中受付での申告は不要でしたので、匯綜発 [2014]58 号も従来の制度を踏襲したものと考えられます。

これにより、年度報告時の実際の手続きに関しては、従来の 2 システム(外商投資企業オンライン共同年次検査、直接投資外貨管理情報システム)から 3 システム(年度報告公示システム、外貨資本項目システム、外商投資企業の年度運営状況に係るネットでの聯合申告及び共有システム)への申請に変更され、従来より要求手続きが増えました。しかし、全てオンライン申請が前提であり、事務的な負担はさほど増えないものと考えられます。

なお、2014 年に実施する 2013 年度の報告に関し、中国(上海)自由貿易試験区(以下“自貿区”と表記)以外の工商行政管理局では、商務部門等や外貨管理局とは対照的に、未だ年度報告公示制度の詳細が公表されていない状態ですので、留意が必要です。

【為参考:共同年度報告(聯合年検)と年度報告公示制度の比較】

提出先の行政機関	報告システム	報告期限	提出先の行政機関	報告システム	報告期限
外貨管理部門	外貨管理局直接投資外貨管理情報システム	毎年 3月1日から 6月30日	外貨管理部門	外貨資本項目システム	2014年は 5月12日から 8月31日
工商行政管理部門	地方政府、全国外商投資企業オンライン共同年次検査		工商行政管理部門	年度報告公示システム	N/A (但し自貿区は 3月1日から 6月30日)
商務部門			地方政府、全国外商投資企業年 度運営状況ネット 上聯合申告及び 共有システム	商務部門	2014年は 4月21日から 6月30日
財政部門				財政部門	
税務部門				税務部門	
外貨管理部門				外貨管理部門	
統計部門				統計部門	

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited